

が木村田加代子氏、議案第六十四号が稲葉 寛氏、議案第六十五号が志賀
喜美子氏、議案第六十六号が村田良平氏、議案第六十七号が高橋弘
喜氏、議案第六十八号が木村輝幸氏、議案第六十九号が齊藤高弘氏、
議案第七十号が笹本彌左衛門氏、議案第七十一号が笹本宗平氏、最後の
議案第七十二号が平井初五郎氏に対する表彰議案でございます。

御審議をいただきまして、いずれも満場一致御可決、御確定あらんこと
をお願い申し上げます。御説明を終わります。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本二十二案に対する質疑を行います。

○二十二番(末次性男君) ちょっとお尋ねしますが、先ほど助役の説明のとおり、こ
れは表彰審査会において慎重審議をされたものではあります。この二十二件
の中で、本当にこの理由にありますように、真に道路行政の重要性を認識して
道路用地を寄付されたという方も大せいおられると思います。反面、この道路
を寄付することによって自分の利益にもなるという者もあろうかと思ひます。ですから
こういう場合、一連託生にこれを表彰しているということの考え方というものに

いささか疑念を持つものでありますけれども、理事者としてどのようなお考えであるか
お聞かせいただきたい。

○助役(篠崎俊夫君) 確におっしゃるとおりの点があるのをごさいます。ただ前例

がずっと情性でやってきましたものでございまして、こうしたことを直さなければいけな
いと、それでこうした方にはたとえは市長の感謝状を差し上げればそれでいいのではない
かと、ただ末次議員が言われましたように、これは絶対公共のために寄付したとか、
これは自分のためだという判定になりますと、非常にむずかしい点があるわけではござい
ます。いずれにいたしましても、いままでやっておりました慣行を何とか再検討すべ
きではないかということで、来年の市制施行記念日七月一日に間に合うように、
来年の七月一日の間際になりますと又おかしくなってしまうので、ことしの七月一
日の市制施行記念日が終わったら、その後慎重にこの問題は検討して、何ら
か新しい線を出そうではないかという、表彰審査委員会の御意向でございま
した。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま一括議題となっております議案第五十一号から議案第七十二号までの二十二案については、それぞれ原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

御異議なしと認めます。

よって議案第五十一号から議案第七十二号までの二十二案は、それぞれ原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君)

次に日程第四十二から日程第五十までの九案を一括して上程いたします。

日程第四十二議案第七十三号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についてから 日程第五十議案第八十一号 福生市表彰条例に基づく一般表彰についてまでの九案を一括して議題といたします。

本九案について、提案理由の説明を求めます。

(助役 篠崎俊夫君 登壇)

○助役(篠崎俊夫君)

ただいま一括して上程されました議案第七十三号から議案第八十一号まで、いずれも福生市表彰条例に基づく一般表彰についての九議案につき、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本案も各議案とも、福生市表彰条例第三条第三号で定めます公益のため本市に多額の金品を寄付し、あるいは奇特の行為があつた者に対する一般表彰でございます。

まず議案第七十三号から議案第七十六号までの四議案は、家庭菜園の用地を無償で市に提供していただくおります地主さんに対する表彰でございます。議案第七十三号は故石川健一郎氏、議案第七十四号は雨倉端午氏、議案第七十五号は高水茂一氏、議案第七十六号は井上一雄氏に対する表彰議案でございます。なお、次の議案第七十七号は田邊 忠氏から市立の各施設に植えしてほしいと、金もくせい五十本の御寄付、次の議案第七十八号は和田敏文氏から市民会館に飾ってほしいと表装かけ軸一点の御寄付、次の議案第七十九号は白鳥義男氏から防犯灯単独柱と市道用地の御寄付、次の議案第八十号は東京都新都市建設公社から水道の配水管と緑地及び市道用地の御寄

付 最後の議案第八十一号はジャパマーハイフ企業組合から、公園及び市道用地の御寄付に対する表彰議案でございます。

御審議をいただきます。満場一致、御可決、御確定あらんことをお願い申し上げます。

なお、御議決はちようだいいたしません。七月一日の市制施行記念日に満十五年以上の勤続の優秀職員として、現職のまま表彰いたします。市役所のいわゆる職員表彰の該当者は、本年は二十名であることをこの機会に御参考のために申し添える次第でございます。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本九案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま一括議題となっております議案第七十三号から議案第八十一号までの九案については、それぞれ原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

○二十番(末次性男君) これは同意案件ではなく、議決案件となるのではないか。

○議長(岩田 博君) 暫時休憩いたします。

午後三時四十三分 休憩

午後三時五十七分 開議

○議長(岩田 博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま一括議題となっております議案第七十三号から議案第八十一号までの九案については、それぞれ原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十三号から議

案第八十一号までの九案は、それぞれ原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君) 日程第五十一陳情第三号 農地の固定資産税に関する陳情書を議題といたします。

事務局をして陳情書の朗読をいたさせます。

(市川議事係長 朗読) 別添参照

○議長(岩田 博君) 本陳情書について 御意見がありましたらお願いいたします。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で意見を終わります。

陳情第三号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

○議長(岩田 博君) 日程第五十二請願第一号 韓国の自主的平和統一に

関する請願書を議題といたします。

事務局をして請願書の朗読をいたさせます。

(市川議事係長 朗読) 別添参照

○議長(岩田 博君) 朗読は終わりました。

紹介議員塩野鉄之助君から、本趣旨の説明を求めます。

(二十四番 塩野鉄之助君登壇)

○二十四番(塩野鉄之助君) ただいま上程されました請願第一号につきましては、市

川係長が朗読されましたとおりでございますので、賢明なる議員の御協力を

いただきます。慎重審議されますことをお願いいたしまして、終わります。

○議長(岩田 博君) 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

これより本件請願に対する質疑を行います。

○十四番(田村市郎君) 南北共同声明の基本精神に基づきということですが、

南北共同声明というのはどういうことか。それと第三十回国連総会の決議と

いうのは何年ぐらいのものか。

○二十四番(塩野鉄之助君) これに書いてあるとおりでございます。

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

請願第一号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

○議長(岩田 博君) 日程第五十三陳情第四号 福生リトル及びシニア野球場

の設置に関する陳情書を議題といたします。

事務局として陳情書の朗読をいただきます。

(市川議事係長 朗読) 別添参照

○議長(岩田 博君) 本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で意見を終わります。

陳情第四号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

○議長(岩田 博君) 日程第五十四陳情第二号 都内二十三区水道指定工事店進出反対に関する陳情書を議題といたします。

本件については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いいたします。

(建設委員長 高波 忠君 登壇)

○建設委員長(高波 忠君) (陳情審査報告書別添参照)

御指名でございますので、陳情第二号について補足説明を申し上げます。

本件審査に入り、委員から本陳情に対する理事者側の考え等について質疑がありました。その質疑に対して、理事者から、東京都の給水条例等施行規程によって、指定工事店の工事や地域の範囲等が決まっている。

この施行規程が昭和四十八年に改正された。しかしその附則では当分の間は、指定工事店が特別区域にある場合は特別区域内を、市又は町の中にある場合は市又は町の区域内を受け持つことになっている。都内二十三区の業者で組織

されている組合から都議会に対して、地域の範囲についての附則の規程を全面的に削除して、三多摩の市町村も含めて東京都内全域を範囲とされたいとの請願が出されている状況である。それから四月六日現在、都下の二十三市中、

本陳情と同趣旨のものが提出されている市を調べた結果、請願が十五市、

陳情が二市、未提出が六市であり、このうち採択が十五市、継続二市という状況にある。それにもし緊急な事故が発生した場合、遠距離ではすぐに対処できないし、又、指定業者においては、毎日交代で当番制をお願いしていることもあるとの答弁がありました。さらに委員から、現状では本陳情を採択して、中小企業の育成

面からも援助していくのが妥当であり、本陳情採択に賛成するとの意見がありました後、採決いたしましたところ、全員異議なく本陳情については採択すべきものと決定した次第であります。

何とぞ本委員会の決定とおり採択されますよう、慎重御審議をお願いする次第でございます。

○議長(岩田 博君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員会報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

陳情第二号に対する委員会の報告は採択と決定であります。 本件

は委員会報告とおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。

よって陳情第二号は委員会報告とおり採択と決定いたしました。

○議長(岩田 博君)

日程第五十五 請願第一号 障害者(児)の施設設置に関する請願書を議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(総務委員長 木村治男君 登壇)

○総務委員長(木村治男君) 御指名によりまして、請願第一号 障害者(児)の施設設置に関する請願書の審査報告を申し上げます。

なお、審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(請願審査報告書)別添参照

本請願は、いすれ建設されるであろう第八小学校に、中度程度の障害児も勉強できる施設を併設していただきたいという内容のものでございます。

当委員会に付託されましたのは、昨年の三月の定例会でございます。その後九回にわたり慎重に審査いたしてまいりました。その間、昨年十一月には、市独自で障害児教育を行っている町田市や調布市を視察、さらに当市からもバスで

通学している都立の村山養護学校も視察する等、いろいろな角度から調査をしてきたわけであります。

この請願文にもある中度というのは、精薄の場合はIQ五十、肢体不自由児の場合は三度で、身体障害者手帳は指定医が一級から六級までに交付、精薄の場合の手帳は、十八歳未満は児童相談所で判定し、交付しているということ、又、当市で行っている特殊学級は精薄関係であり、一小的ひまわり学級に八名、二小に七名、一中に十名が通っているということ、又、調布市においては、設立当初は九名通学していましたが、府中に都立の養護学校ができ、二人しかいないので、送迎用バス二台も百万円余りをかけて改造したものの、利用の機会は少なく、又、児童一人に教師が数名で機能回復訓練や学習が行われ、人件費等の運営費がかなりかかるということであります。さらに肢体不自由児を対象とした都立村山養護学校を視察いたしましたか、やはり市立と違って施設や運営面でかなり差があり、委員中より、福祉はまだ一般的な施設を充実している段階であり、このような施設が近くにあることは理想ですが、通学可能な児童とはいえ、八小予定地と通学距離、あるいは子供の将来等から考え、リッパな施設、運営内容等を考

えあわせれば、都立の施設を最大限利用されるのが望ましいのではないかと、意見。一方障害児を持つ親の気持ちからすれば、身近なところに入れたという希望も配慮すべきであり、市で行っている特殊学級をもっと拡充すべきであり、採択に賛成であるとの意見があった後、当委員会としては起立によって採決いたしましたところ、賛成少数で不採択とすべきものと決定した次第でございます。当委員会決定とおり、不採択とされますようお願いを申し上げまして、審査報告いたします。

○議長(岩田 博君) 以上で委員長長の審査報告は終わりました。

これより委員会報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

これより起立によって採決いたします。

請願第一号に対する委員会の報告は不採択と決定であります。

お諮りいたします。

請願第一号は採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(岩田 博君) 起立少数であります。 よって請願第一号は委員会報告どおり不採択とすることに決定いたしました。

○議長(岩田 博君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため明十四日から二十二日まで九日間休会いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。 よって明十四日から二十二日まで

九日間休会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時十五分 散会

写 福総庶務第六百四十六号

昭和五十三年六月六日

福生市長 石 川 常太郎 印

福生市議会議長

岩 田 博 殿

昭和五十三年第二回福生市議会定例会の招集について

昭和五十三年六月六日付け、福生市告示第二十一号(別紙参照)をもつて、昭和五十三年第二回福生市議会定例会を招集したので通知します。

⑤ 福生市告示第二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和五十三年第二回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

昭和五十三年六月六日

福生市長 石 川 常太郎 ㊟

一 期 日 昭和五十三年六月十三日
二 場 所 福生市議会議場

(写)

福総庶発第六百四十七号

昭和五十三年六月六日

福生市議会議長

岩 田 博 殿

福生市長 石 川 常太郎 印

議案の送付について

昭和五十三年第二回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

一 議案第三十五号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

二 議案第三十六号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三 議案第三十七号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

四 議案第三十八号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例